

【会社法制分野】

◆最優秀

「不正行為の再発防止と内部統制システム構築義務

—Graham v. Allis-Chalmers Mfg. Co. の再検討から—

山本 将成（弁護士法人しょうぶ法律事務所 弁護士）

1. 本稿の目的

本稿は、過去にある不正行為が発生したという事情が内部統制システム構築義務にどのような影響を及ぼすかについて、検討を行うものである。

我が国で、内部統制システム構築義務について判示した初めての最高裁判決である最高裁平成 21 年 7 月 9 日判決（判時 2055 号 147 頁）によれば、代表取締役は原則として「通常想定される…不正行為を防止し得る程度の管理体制」を整えることが要求される。もっとも、「本件以前に同様の手法による不正行為が行われたことがあったなど」、「不正行為の発生を予見すべきであったという特別な事情」が存在する場合には、それに対応し得る内部統制システムを構築することが要求される。

上記最高裁平成 21 年判決からは、同様の不正行為が繰り返されていた場合などの事情のある場合には、取締役はそれに対応し得るより高度な内容の内部統制システムを構築する義務を負うことが読み取れる。また、上記最高裁平成 21 年判決前後の裁判例においても、同様の考え方を採用するものがある。

このように過去に同様の不正行為が存在するという事情は、取締役に、それに対応し得る内部統制システムの構築義務を発生させる事情といえる。しかし、過去にその会社において同様の不正行為が存在したという事情が、内部統制システム構築義務へどのような影響を及ぼすかについては、十分に検討がなされているとはいえない。

本稿では、このような日本法の検討から浮かび上がった問題点についてさらなる検討を試みた。上記最高裁平成 21 年判決その他裁判例において示されている上記のような理解の仕方は、デラウェア州法においても支持されていると考える。そこで、本稿ではデラウェア州法における内部統制システム構築義務の基本的な考え方もふまえながら、特に過去に同様の不正行為が存在したという事情に関して、デラウェア州法ではそのような事情が内部統制システム構築義務の内容にどのような影響を及ぼすかにつき、Graham v. Allis-Chalmers Mfg. Co, 188 A.2d 125 (Del. 1963)の再検討を通じて研究した。

2. 本稿の構成

第 1 章では、上記「1. 本稿の目的」で述べたように、本稿の考察内容及び考察対象を示した。

第 2 章では、デラウェア州法における内部統制システム構築義務にかかわる議論の進展を検討した。過去に同様の不正行為が存在したという事情が、内部統制システム構築義務の内容にどのような影響を与えるかという視点から、取締役の義務の内容について探究した。

第 3 章では、デラウェア州法において、過去に同様の不正行為が存在したという事情が内部統制システム構築義務にどのような影響を及ぼすかについて検討し、日本法への示唆を示した。すなわち、過去に同様の不正行為があった等の事情（**red flags**）は、不正行為の兆候を示すものであり、それに対応し得る内部統制システム構築義務を発生させるインシデントとなると考えた。そして、どのような事情が **red flags** に該当するかを明らかにし、それを根拠に構築すべき内部統制システムの内容は、それに対応し得る個別的なものとなることを明らかにした。また、デラウェア州法における内部統制システム構築義務の歴史的な経緯の分析をもとに、**red flags** の機能およびその変遷について、内部統制システム構築義務と個別的な監視義務との関係にも目を向けながら明らかにした。

第 4 章では、本稿における結論と今後の検討課題を示した。本稿では、アメリカでも、日本でも、過去に同様の不正行為が存在する場合には、その再発防止のための内部統制システムを構築する義務が取締役に課されると考えた。今後の検討課題として、どのような事情が最高裁平成 21 年判決のいう「特別な事情」に該当し得るか、その場合における内部統制システム構築義務の内容はどのようなものか、個別的な監視義務と内部統制システム構築義務との関係はどのように捉えるべきか等について、デラウェア州における比較的近時の裁判例や日本における裁判例の今後の推移も注視して、さらなる研究が不可欠であると考えた。